

# SATO社会保険 労務士法人

## NewsLetter

2016年6月号 (No.59)



6月に入り各地で「梅雨入りしたとみられる」との発表がされまして、これから本格的な雨の時期がやってきます。気温、湿度の上昇で気候的にも過ごしにくく、また食品の管理にもより気を配る時期となります。食中毒、熱中症などには気をつけて、日々の体調管理をよろしくお願いいたします。

### ◆◆今月の特集◆◆

- ◎女性活躍推進法について 4月より
- ◎算定手続きについて 7月にかけて
- ◎今秋から始まる社会保険適用拡大 そして10月より
- ◎「アルバイトの労働条件を確かめよう」キャンペーン

## 女性活躍推進法について

今春平成28年4月1日から女性活躍推進法が施行されました。同推進法の目的は、「女性の個性と能力を職業生活において十分発揮できる社会の実現」としてあります。

常時雇用する従業員の数が301人以上の企業に対し女性の活躍に関する状況の把握・課題分析、行動計画の策定、社外への公表を義務付ける法律です。企業が実施すべき事項は具体的には次のようになります。



### 【STEP1】状況把握・課題分析 次の4項目は必須

- ・採用労働者に占める女性労働者の割合
- ・男女の平均勤続年数の差異
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の把握

### 【STEP2】一般事業主行動計画の策定 次の事項を実施

- ・行動計画の策定
- ・外部への公表
- ・労働者への周知
- ・一般事業主行動計画策定届の労働局への届出

### 【STEP3】女性の活躍に関する情報の公開

概ね年1回以上、指針に示された女性活躍に関する項目から任意に選んで公表

企業の間では、男性の育児休業取得を積極的に進める企業や、取得を必須にする制度を導入する企業も出てきています。又、業務効率化、時間外労働の削減、所定労働時間の見直し等、ワークライフバランスが取りやすい働き方への取組みも進めています。

## 算定手続きについて（制度のおさらい）



### 今、そしてこれから、まさに繁忙期！

手続きは年1回ですので「忘れてしまった!」、「どうだったかな?」と心の中でつぶやく方も多いのではないのでしょうか。

そこで、今回この制度と手続きにつきまして少し記載したいと思います。皆さん、おさらいも兼ね今一度御確認していただければと思います。

事業主は、事業所を管轄している年金事務所に、7月1日現在で使用している全社会保険被保険者について4～6月の3か月間に支給した報酬について「算定基礎届」を提出しなければなりません。この届出は、毎年一回、その年の9月から翌年8月までの保険料額及び保険給付額の計算の元となる標準報酬月額を決定するものです。

届出に関しては、次の点に注意してください。

## 👉 注意点

- ・毎年7月1日現在、事業所に在籍する被保険者全てが届出の対象となりますが、6月1日以降に被保険者となった人は除かれます。又、7月から9月に標準報酬の随時改定が行われる人は随時改定が優先されますので、忘れずに月額変更届を提出してください。
- ・支払基礎日数が17日以上の方が対象となります。なおパートタイマー等の短時間労働者については17日以上の方が対象となる場合には17日以上のある月が対象となり、支払基礎日数が全て17日未満であるが15日以上の方が対象となる場合は15日以上17日未満の方が対象となります。
- ・70歳を超えて勤務されている方については70歳以上被用者の届出が必要となりますので合わせて提出してください。
- ・厚生労働大臣（日本年金機構）が標準報酬月額を4～6月の報酬の平均で算出することが著しく不当であると認める場合、保険者（日本年金機構や健康保険組合）算定ができる事になっています。

## 社会保険の適用拡大

業界で今期一番の大きな出来事とも言われているこの短時間労働者への社会保険の適用開始。

内容については皆さんも情報収集に努められている事と思いますが、今回は、「事業所」に着目して情報をお伝えします。

同一事業主の適用事業所の厚生年金被保険者数の合計が、常時500人を超えることが見込まれる場合は特定適用事業所として適用拡大の対象となります。特定適用事業所とは・・・

法人番号が同じ法人事業所は同一とみなします。厚生年金被保険者数は、適用拡大前の基準で算定します。

「常時」とは1年のうち6か月以上、被保険者数の合計が500人を超えることが見込まれている場合を指します。

特定適用事業所に該当した事業所は、日本年金機構に「特定適用事業所該当届」を届け出ることになります。ただし、平成28年8月までの10ヶ月のうち、日本年金機構が該当する事業所と確認した場合には、施行日において「特定適用事業所該当通知書」が送付されるので届け出は不要です。

## アルバイトの労働条件を

## 確かめようキャンペーン

厚生労働省では、大学生や専門学校生などの学生を対象に、アルバイトの労働条件を確かめよう!キャンペーンを実施しています。

概要は以下の通りです。

### ◎実施期間

平成28年4月1日～平成28年7月31日

### ◎取り組み内容

- ・「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャラクターを活用した広報活動の実施
- ・大学生座談会の開催
- ・大学等への「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」リーフレットの配布
- ・労働条件に関する情報サイト「確かめよう労働条件」や厚生労働省Twitter等を利用した大学生等の学生向けの情報提供

学生がアルバイトをする際、労働法等の知識を持っている事で、事業主の労働基準法違反等によるトラブルを避けられる場合もあります。

又、雇用する立場の企業側も勉強になる内容となっていますので、是非御確認ください。

### 【発行元】

SATO社会保険労務士法人 大阪オフィス  
〒532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島6-11-25  
第10新大阪ビル503

TEL06-6838-7188